

工場等における昇降機の設置に係る留意事項

令和元年11月に村上市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく確認申請等の記録が見つかっておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

労働安全衛生法では、積載荷重1 t未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっていますが、それとは別に、建築基準法において、かご床面積1㎡超又は高さ1.2m超のものはエレベーターの規定が、かご床面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下のものは小荷物専用昇降機の規定が適用されます。

つきましては、工場等にこれらの昇降機を設置する場合は、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします（一部の小荷物専用昇降機は除く）。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している建築基準法担当窓口までお願いいたします。

工場等に設置される

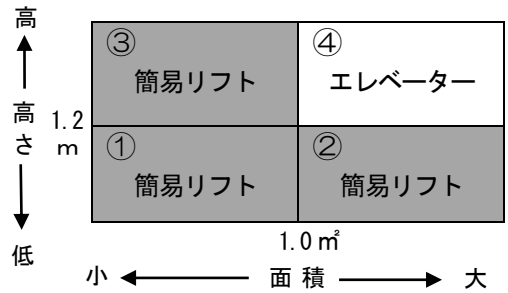
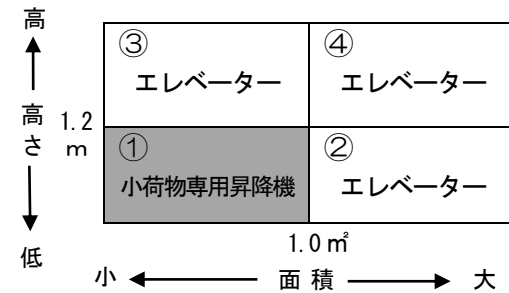
- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

については、労働安全衛生法に基づく設置報告書の提出とは別に、原則として、建築基準法に基づく建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
新潟市	新潟市建築行政課	025-226-2845
長岡市	長岡市都市開発課	0258-39-2226
上越市	上越市都市整備部建築住宅課	025-526-5111 (内線 1581)
三条市	三条市建築課	0256-34-5727
柏崎市	柏崎市建築住宅課	0257-21-2290
新発田市	新発田市建築課	0254-26-3557
村上市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町、関川村、粟島浦村	新発田地域整備部建築課	0254-26-9199
五泉市、阿賀町	新潟地域整備部建築課	025-231-8314
加茂市、燕市、弥彦村、田上町	三条地域整備部建築課	0256-36-2319
小千谷市、見附市、出雲崎町、 刈羽村	長岡地域整備部建築課	0258-38-2625
十日町市、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、津南町	南魚沼地域整備部建築課	025-772-3958
糸魚川市、妙高市	上越地域整備部建築課	025-526-9529
佐渡市	佐渡地域整備部建築課	0259-74-3339

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下 
		※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。